

平成 23 年 10 月 31 日開会

第 2 回臨時会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
10月31日(月)	
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提案理由の説明	6
議案審議(議案第62号・63号・64号)	

平成 23 年 10 月 31 日 美波町議会第 2 回臨時会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	濱 浩治
会計管理者兼会計課長	山田 由美	総務企画課長	磯野 晴幸
住民生活課長	谷口 和江	保健福祉課長	原 千代子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
政 策 調 整 監	草野 裕作	産 業 振 興 課 長	今津 秀貴
消 防 防 災 課 長	武田 和幸	水 道 課 長	栗林健二郎
住 民 室 長	花木美名子	地 域 振 興 室 長	小坂 進
日和佐病院事務長	岡本 照彦	由岐病院事務長	木本 節
教育総務・改革課長	海司 広幸	社会教育課長	岩瀬 和夫

1、会議事件は次のとおりである。

議案第 62 号 旧日和佐高等学校解体工事（第 1 分割）請負契約の締結について

議案第 63 号 旧日和佐高等学校解体工事（第 2 分割）請負契約の締結について

議案第 64 号 旧日和佐高等学校解体工事（第 3 分割）請負契約の締結について

10月31日(月)

(時に 9時00分)

議

長 おはようございます。本日平成23年第2回美波町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多忙の折り、ご出席くださいます。ありがとうございます。

ただ今の出席議員は全員です。これより平成23年第2回美波町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますので、ご了承願います。

日程第1 議会録署名者議員の指名を行います。本臨時会の議会録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において指名いたします。9番岩瀬議員、10番坂口議員兩名を指名いたします。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 町長提案理由説明を議題といたします。本臨時会に提出されております議案は議案第62号・第63号・第64号の3件であります。町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町

長 おはようございます。日毎に秋が深まり、朝夕ひときわ冷え込むようになりました本日、平成23年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中、全員の出席を賜りましてご審議をいただきますことを大変ありがたく存じているところであります。

さて本臨時議会で提案し、ご審議を賜ります議案につきましては契約議案3件であり、地方自治法第96条第1項第5項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。この契約議案は旧日和佐高等学校の譲渡契約時の徳島県との協定項目のひとつであります、複合多目的な総合的な安全防災基地として利活用するための旧日和佐高等学校の校舎等の解体工事に係る契約であり、国の緊急総合経済対策交付金を財源として実

施するものであります。現在景気をめぐる環境の厳しさが増している中、町内業者の受注機会の拡大と需要の下支えを図るため、工事全体を3つに分割し、また落札する決定順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者は、他の工事の落札はできない、いわゆる一抜け方式により入札させていただいております。

入札の経過につきましては、10月19日に入札執行いたしましたところ、第1分割と第2分割は落札者が決定いたしました。第3分割については10社中8社が最低制限価格以下のため失格となり、残りの2社についても既に先の工事の落札者となっていたため、失格となりますので結果全員失格のため、落札者を決定するにいたりませんでした。ついでに改めて10月27日に第3分割の入札を執行し、落札者を決定した次第であります。

はじめに議案第62号であります。旧日和佐高等学校解体工事（第1分割）請負契約の締結についてであります。契約の法方は指名競争入札、契約の金額は42,913,500円、契約の相手方は海部郡美波町西河内字大久保70番地1、有限会社亀谷建設、代表取締役、亀谷善充、工期は議決の翌日から平成24年3月10日までといたしております。

次に議案第63号は、旧日和佐高等学校解体工事（第2分割）請負契約の締結についてであります。契約の法方は指名競争入札、契約の金額は47,029,500円、契約の相手方は海部郡美波町西の地字西地16番地、本田建設有限会社、代表取締役、本田伍平、工期は議決の翌日から平成24年3月25日までといたしております。

次に議案第64号は、旧日和佐高等学校解体工事（第3分割）請負契約の締結についてであります。契約の法方は指名競争入札、契約の金額は44,913,120円、契約の相手方は海部郡美波町奥河内字井ノ上193番地、海部土建協業組合、代表理事、西丸敏信、工期は議決の翌日から平成24年3月25日までといたしております。

以上簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。なお議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさしますので、ご審議のうえ、原案どおりご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます町長提案

理由の説明といたします。

どうぞよろしく願います。

議

長

町長理由の説明が終了しました。

日程第 4 議案第 62 号、日程第 5 議案第 63 号、日程第 6 議案第 64 号計 3 件を一括議題とします。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 62 号から第 64 号まで 3 件を一括議題といたします。当局の説明を求めます。

総務課長

議 総務企画課長 (議案第 62 号、63 号、64 号の説明をする)
議 説明が終わりました。質疑を行います。

山本議員

1 4 番 議 員 この解体物は鉄筋コンクリートということで、コンクリートの瓦礫と産業廃棄としての処分に関わる処分費は総工事費の何%ぐらいを含めとんですか。

議 総務課長

議 総務企画課長 処分費でございますけれども、3 分割合わせますと約 15,000 千円程度になります。何%かっていうのはちょっと今すぐには出ませんけれども、全体で 15,000 千円の処分費となっております。以上です。

議 長 他に質疑ございませんか。

北山議員

7 番 議 員 今回のこの件につきましては、町内業者の受注機会の拡大を図るため工事全体を 3 つに分割したという話で私はそれはいいことだなあとと思います。そこでこれに参加した業者の入札結果を教えてください。

それと落札する決定順位をあらかじめ定め、っていうのはどういうことなのか、分かりやすく説明してください。

それともうひとつ最低制限価格、これは 3 つで皆違うと思うんですが、いくらぐらいになったのか教えてください。

議 総務課長

議 総務企画課長 まずはじめにあらかじめ決定順位を定めてというのは、第 1・第 2・第 3 分割とありますので、まずどれから決定していくかということでございます。ですから今回の場合第 1 分割を先に決定いたしまして、次に第 2 分割、ですから第 1 分割で決定された業者については次の第 2 分割の入札の資格ということですか、落札の権利がないということになっております。

それで落札の結果なんですけれども、これにつきまして今ちょっと全体の資料を持ってございませんので、もしよろしけれ

ば後で建設の方で閲覧を行っておりますので、そちらで閲覧いただけたらと思います。

それで予定価格及び最低制限価格につきましては、当町では公表いたしておりませんので、そちらはよろしくお願いたしたいと思います。

議 長 他に質疑はございませんか。

向山議員

8 番 議 員 1つだけお願いしたいと思います。第1分割・第2分割は入札が予定通り行われて、第3分割については不調に終わったということなんですけれども、第3分割における入札の状況っていうんですか、どういうかたちで入札されたのか、設計数量を変えたのか、そのあたりちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 総務課長

議 総 務 課 長 入札につきましては、当町の定めにおきまして、最低制限価格を下回った入札業者につきましては、再入札ということがとれません。ですから今回の第1回目の入札の時には全て、全てではございませんけれども、8社が最低制限価格以下でございましたので、入札資格はございません。それで後の2社につきましては既に第1第2分割を落札しておりますので、次の入札には入れないということで、とりあえずその入札は不調ということで、流れたというふうになっております。それで次に日を改めて入札をしましたけれども、これにつきましては入札書一部修正いたしまして、新たな形で第3分割ということで入札執行いたしました。よろしいでしょうか。

8 番 議 員 結構でございます。

議 長 他にございませんか。

岩瀬議員

9 番 議 員 この第3分割した場合にやりなおしたいうときには、最低金額下げたんですかこれ。結局8社全員が安い金額で出来るということは、まあ私らが考えたら全社ができるんやけん安い金額でもできるんじゃないかと思うんでう。その時に設計対価の最低金額、制限価格の金額を下げてかまわんような気がするんやけんど、ほれってどうしたんですか。

議 長 総務課長

議 総 務 企 画 課 長 最低制限価格につきましては、下げたかどうかっていうことでございますけれども、先ほども申上げましたけれども、公表基準になっておりませんので、ここで具体的に下げたかどうかっていうのは、お答えできないかと思えます。

それで最低制限価格につきましては、町の規則の方で定めがありまして、予定金額の2/3以上、それから80%未満、を80%を超えない範囲で定めるということになっておりまして、その範囲で決めておりますので、いくらにしたかっていうところはちょっとお答えできないということで、ご理解いただけたらと思います。

議
9 番 議

長 岩瀬議員

パーセンテージまでいよいよと違うんやけど、これ指名業者全員が安い金額でもできるというんて入札金額入れとるわな、この解体の場合、手抜きとかそういう後の工事がとやかくというような問題ない中で、もし設計変更なにもなしに、ほなできるのに高い金額を払わないかんのかということ。ほの金額パーセンテージのなんぼか私ら聞きとうはないんやけど、結局設計単価を下げるか、そういう方法でも何かやらなんたらあんまり意味がないじゃと思うんやけど。

議
町

長 町長

今議員がおっしゃる通りなんですけれども、この最低制限価格が総務課長がいましたようにいえないという理由は予定価格を公表してないので、最低制限価格もそれに連動して公表してないということになります。最低制限価格につきましては財務規則上は予定価格の2/3から8割までの間で決めるというふうになっておりますけれども、従来はその最低の方、2/3に近いところで決められておりましたけれども、平成21年の10月からは地域経済の底上げというような観点から上位8割ということで町内業者さんだけの入札につきましては、その8割で運用しますということになっております。でご質問の内容の2つの第1分割第2分割がそのように終わった後で、第3分割を安く出来るんでないかというようなところでございますけれども、不調に終わった工事というのはそのままの設計では入札はできないというような規定になっておりまして、一部先ほど説明いたしましたように当初の設計から一部変更いたしまして、で設計をくくり直しております。でそこでもととの第3分割の最初に出した分とは若干違っておるという中で、後のいわゆる予定価格の出し方がありますとか、それから今申上げました最低制限価格。最低制限価格につきましては言った通りでございます、予定価格の8割で設定をしておるところでございますので、それでご理解をいただけたらというふうに思います。

議

長 他にございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 62 号 旧日和佐高等学校解体工事(第 1 分割) 請負契約の締結について、議案第 63 号 旧日和佐高等学校解体工事(第 2 分割) 請負契約の締結について、議案第 64 号 旧日和佐高等学校解体工事(第 3 分割) 請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案おとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 62 号・第 63 号・第 64 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。平成 23 年第 2 回美波町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

(時に 9 時 27 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 23 年 11 月 4 日

美波町議会議長

川原竹麿

議会議員

小瀬 公

議会議員

坂口 進